

就学奨励事業のお知らせ

次の内容は令和4年4月1日現在のものです。今後、国の制度改正等により、支給経費及び支給限度額などに変更が生じる場合があります。

東京都教育委員会

就学奨励事業とは

就学奨励事業は、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する生徒が、小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程に就学するために保護者等が負担する経費の一部を、保護者の負担能力の程度に応じて支給するものです。保護者の負担を軽減することにより、教育の機会均等を実現することを目的としています。

学校教育法施行令第22条の3		障害の程度を証明するもの
区分	障害の程度	
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	身体障害者手帳の写し (身体障害者手帳の写しを提出できない場合は、医師診察記録)
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもので、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	身体障害者手帳の写し (身体障害者手帳の写しを提出できない場合は、オーディオグラム又は医師診察記録)
知的障害者	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもので、知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	愛の手帳の写し (愛の手帳の写しを提出できない場合は、医師診察記録)
肢体不自由者	肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもので、肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	身体障害者手帳の写し (身体障害者手帳の写しを提出できない場合は、医師診察記録)
病弱者	慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもので、身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	医師診察記録

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 二 聴力の測定は、日本工業規格によるオーディオメータによる。

次の経費が支給されます

学校給食費、通学費、職場実習費、修学旅行費、校外活動等参加費、学用品・通学用品購入費、新入
学児童生徒学用品・通学用品購入費、体育実技用具費、拡大教材費等、オンライン学習通信費

※生活保護法等に基づき既に支給を受けている経費は、本事業による支給の対象外となります。

支弁区分の認定とは

就学奨励費は、保護者の負担能力の程度（世帯全員の収入状況等）に基づき支弁区分を認定し、これに応じて支給されます。支弁区分は、次の4つに分かれています。

- I 段階（半額支給）－ 所得が生活保護基準の1. 50倍未満の世帯又は生活保護世帯
 - II 段階（半額支給）－ 所得が生活保護基準の1. 50倍以上2. 50倍未満の世帯
 - III 段階（無支給）－ 所得が生活保護基準の2. 50倍以上の世帯
 - 施設等－ 児童福祉施設等に措置入所した場合（都単独事業の一部のみ支給）
- ※次の経費は、支給割合がその他の経費と異なります。
- 通学費、職場実習費－ I・II 段階は全額支給、III 段階は半額支給
 - 補助教材費－ I 段階は全額支給

< 段階の目安 >

次の表の世帯の所得額と世帯状況を参考にしてください（世帯構成等により異なります）。
ここでいう所得額とは、令和3年度に納付すべき都道府県民税及び市町村民税の課税の基礎となった、世帯全員の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額（所得控除を行う前の額）の合計額から、社会保険料、生命保険料及び地震保険料の控除額の合計額を引いた額です。

段 階	世 帯 の 状 況（かっこ内は年齢を示す。）					
	親(44) 子(13)	親(44) 親(41) 子(13)	親(44) 親(41) 子(13) 子(11)	親(44) 親(41) 子(13) 子(11)	親(44) 親(41) 子(13) 子(11) 子(5)	親(44) 親(41) 子(13) 子(11) 子(16)
I 段階	約 278 万円 以下	約 358 万円 以下	約 362 万円 以下	約 437 万円 以下	約 488 万円 以下	約 516 万円 以下
II 段階	約 463 万円 以下	約 598 万円 以下	約 604 万円 以下	約 729 万円 以下	約 813 万円 以下	約 860 万円 以下
III 段階	約 464 万円 以上	約 599 万円 以上	約 605 万円 以上	約 730 万円 以上	約 814 万円 以上	約 861 万円 以上

申請を行う場合に必要な書類

< 手順 1 >

申請を行う方へは書類をお渡ししますので、早めに学校の経営企画室にお申し出ください。提出期日までに必要事項を記入し、在籍する学校の経営企画室にご提出いただきます。

①申請書

②障害の程度を証明するもの ※②は、左の表に指定するものが必要となります。

【提出期日】令和 4 年 5 月 30 日まで

【目的】 障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当することを確認するため

【その他】 後日、学校から保護者の方へ通知をお渡しし、確認の結果をお知らせします。

なお、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に該当することを確認するため、生徒及び保護者の方に、東京都教育委員会及び学校職員との面談をお願いする場合があります。

< 手順 2 >

所定の申請書や住民税関係書類等を在籍する学校の経営企画室に提出します。

【対象】 上記<手順1>【その他】により、追加書類の提出依頼を受けた方

【提出期日】 学校が別途指定する日まで

【目的】 支弁区分の認定審査のため

※ 申請書等の詳細については、別途お知らせします。

なお、児童生徒学用品・通学用品購入経費及び新入学児童生徒学用品・通学用品購入費は、保護者が支給の対象となる品目を購入した経費について、I 及びII 段階は半額を、定められた限度額（※）まで支給します。

※ 令和4年度における児童生徒学用品・通学用品購入費の限度額は小学校5, 820円、中学校11, 370円となります。また、新入学児童生徒学用品・通学用品購入費の限度額は小学校25, 555円、中学校28, 990円です。